

Know!

4月から 改正されます

## 産休期間中も保険料が免除に

現在、育児休業期間中は健康保険料および厚生年金保険料が免除となっていますが、4月からはこれが産前産後休業期間にも拡大されます。免除の対象となる期間は出産手当金と同じ産前42日間（多胎妊娠の場合98日間）・産後56日間で、このうち妊娠や出産のため働くことができなかった期間となります。

また、産前産後休業終了後に仕事に復帰し、育児等を理由に給与額が下がった場合には、育児休業終了後と同様に、定時決定を待たずに標準報酬月額が決め直されます（標準報酬改定の特例）。

対象となる方は、産前産後休業終了の日が、保険料免除については4月30日以降の方、標準報酬改定の特例については4月1日以降の方となります。

※詳細については4月以降、IBM 健保組合ホームページに掲載する予定です。

## 70～74歳の患者の自己負担割合が2割に

現在は特例により1割となっている70～74歳の患者の自己負担割合が、4月（5月診療分）から、本則どおりの2割に変更されます。

ただし、これは4月以降新たに70歳に達する方（昭和19年4月2日以降生まれ）が対象となります（70歳に達した月の翌月診療分から）。その前に70歳以上となっている方は4月以降も現行どおり1割負担のまま変更ありません。

また、2割負担になる方も自己負担限度額については現行どおりです。なお、現役並み所得者（原則、標準報酬月額28万円以上）については、現行どおり3割負担で変更ありません。

## 特例退職被保険者、任意継続被保険者のみなさまへ

### 3月初旬 2014年度の保険料納入通知書を発行します

\* 特例退職被保険者で毎月払いの方は除きます。（毎月払いの方は、3月27日から新保険料での引落としとなります。）

\* 納付方法に応じた **毎月払い（任意継続被保険者のみ）** **1年前納** **6カ月分前納** の通知書を一括でお送りします。

#### ● 2014年度の保険料

ご注意：2014年度から保険料率改定に伴い、健康保険料・介護保険料ともに引き上げられています（特例退職被保険者については標準報酬月額も引き上げられています）。

#### 特例退職被保険者

2014年3月から	* 65歳以上の 方は介護保険 料は、健保組 合では徴収し ていません。
標準報酬月額	340,000円
健康保険料	27,200円
介護保険料	3,400円
合計	30,600円

#### 特例退職被保険者の標準報酬月額

$$\begin{aligned} & \parallel \\ & \text{前年9月30日における全被保険者（特例退職被保険者を除く）の平均標準報酬月額} \\ & + \\ & \text{前年の全被保険者の標準賞与平均額の} 1/12 \\ & \times \frac{1}{2} \end{aligned}$$

#### 任意継続被保険者

2014年3月から	* 40歳未満の 方は介護保 険料の徴収 はありません。
標準報酬月額	500,000円
健康保険料	40,000円
介護保険料	5,000円
合計	45,000円

#### 任意継続被保険者の標準報酬月額

$$\begin{aligned} & \parallel \\ & \text{退職時の標準報酬月額} \\ & \text{or} \\ & \text{前年9月30日現在の当健保組合の全被保険者の標準報酬月額の平均額の、} \\ & \text{いずれか低いほうの額} \end{aligned}$$

### ★ 編集後記 ★

今号では「保険料率改定」についてお知らせしました。その要因は当健保組合の加入者状況等だけでなく、社会全体の高齢化や少子化の影響を受けています。私たち一人ひとりにできることは「日々の健康を意識し、自分の行動に関連づける」という基本的なことに思えます。健保組合では、なお一層事業の見直しを重ねますので、みなさまのご理解をお願いいたします。

●「My Health」へのご意見・お問い合わせは、当健保組合ホームページの「Webでのお問い合わせ」まで